

告 示

36 協定書が不受理となった事由について

学校法人札幌大学労働者の過半数代表候補者信任投票の結果を踏まえ、森 義郎氏を学校法人札幌大学における労働者の過半数代表者として選出しました。

その後、過半数代表者と法人が36協定書の締結に至りましたが、届け出先である労働基準監督署から次のとおり指導を受け、不受理となりました。

「労働基準法第36条に定める時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結に関する学校法人札幌大学労働者の過半数代表者の選出に関する要領」第8条（選挙資格者）第1項において規定する「学生アルバイトを除く」について、学生（社会人含む）アルバイトも大学に雇用されている労働者であり、過半数代表者選出に係る選挙資格者となるため、当該者による投票を行うこと。

この指導内容の対応は急を要するものであり、選挙管理委員会の判断で、「労働基準法第36条に定める時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結に関する学校法人札幌大学労働者の過半数代表者の選出に関する要領」を次のとおり改正いたします。

また、この改正のもと、右記のとおり最多得票者である森義郎氏に対する信任投票を行うことを公示します。

改正内容

- 1 第8条第1項の条文において、「(学生アルバイトを除く)」を削除する。
- 2 附則に、「この要領は、平成30年9月27日から施行する。」を加える。

平成30年9月29日

学校法人札幌大学労働者の過半数代表選挙管理委員会
委員長 上 机 美 穂